

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第71号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7条第1号に掲げる施設の項中「620」を「590」に改め、同表標識の項中「500」を「470」に改め、同表通路の項中「6,000」を「6,200」に、「620」を「590」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)